慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後における工業労働事情の研究 : 東京地方機械工業を事例として
Sub Title	A study of the labor affairs in post-war industry : the case of machinery industry in Tokyo area
Author	森, 五郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.11 (1951. 11) ,p.627(1)- 670(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19511101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19511101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後における工業労働事情の研究

——東京地方[illegible]械工業を事例として——

森　五　郎

まえがき

本稿は本誌三・四月合併號に所載した「東京地方における機械工業労働事情の研究」の續稿であるが、（叙述の便宜上、前掲とは一應獨立した形をとつた）その窮極の目的とするところは、戦前の我國における工業労働關係が謂ゆる半封建的性格を帶びているとされていたのに對して、戦後の民主的諸改革及びその他の社會經濟的諸條件の變化は、我國工業労働關係の性格の上に如何なる變化をもたらしたであろうかという戦後工業労働の基本問題を明かにすることにある。しかし本稿では、この目的のための一つの資料的研究として、東京地方における機械工業の労働事情（労働力及び労働條件の諸事情）を實證的に調査整理し、一先ず戦前との比較において戦後の變化と特徴とを見出そうとするものである。從つてそれはあくまで工業労働事情の實證的な調査の整理にとどまり、そこから惚卒に戦後工業労働の性格を論定することは暫く差し控えた。

なお本研究に主として用いた資料について一言すれば、戦後における工業労働の性質が一應確定したのは後述のように二十三—四年頃と見られるから、本研究では東京労働基準局の好意を得て、同局作成の二十三—四年度の「労働者給與月報」及び同月報の原資料となつた數百の工場の「労働者給與調査票」によつて、概括的な調査を行い、特に同調査中機械工業部門に屬する約

人は何年生きられるでしょう？

人間の寿命は健康と運命とによりある程度左右され、いつ死ぬか判りませんが永い間の統計によると下図のとおりで実際と大体一致するものです。

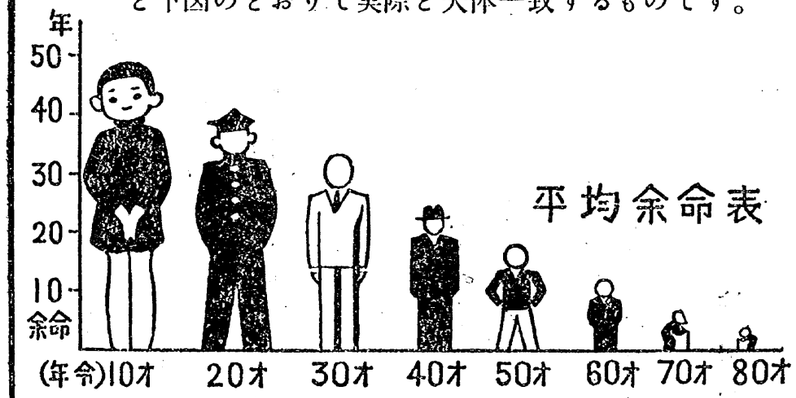

余命についての不安を解決する唯一の道は当社の理想の保険を御利用願って先づ安心の上皆様方自身が健康に充分御注意なされることが第一です。

千代田生命

二百の事業場の原表にもとずいて、我々の手で作成した二十三年八月分と二十四年八月分との比較資料、及びそれらを主要品種別（原動機、電氣機器、産業機械、車輛―自動車、鐵道車輛―精密機械、自轉車）從業員數別に整理し、右のうちから百十社を標本抽出して、それについてかなり詳細な書面調査を行つたもの（回答回收五十四工場、内使用し得たもの五十工場）が本研究の中心資料である。なおこれ以外に、同局の若干の特別調査資料、東京都勞働局の諸資料及び若干の工場について我々が行つた實地調査資料などを主な補助資料として用いた。ここに附記して、これらの資料を提供され或は調査に協力して頂いた東京勞働基準局關係官その他の方に謝意を表する次第である。

一　戰後における東京地方機械工業の變化と特徴

我々は本研究のテーマである戰後東京地方機械工業の勞働事情について研究するには、先ず豫め戰後における東京地方機械工業の變化と特徴とを明確にしておく必要があるから、勞働事情研究に必要な程度においてこの問題を一應述べなくてはならない。

さて我々は前稿において、戰前の東京地方機械工業の概要として次の四點について要約した。すなわち、(1)東京地方工業勞働力の全國における量的地位、(2)東京地方工業構成の特徴、(3)東京地方工業全體及び機械工業の經營規模の特徴、(4)東京地方機械工業を構成する品種別特徴、である。故に我々は本稿ではこれら四點につき戰前と戰後とを比較すると共に、併せて生産形態の戰後の特徴をも明かにしたい。

(1)　戰後における東京地方工業勞働力の全國的地位　　準戰經濟化に始まる我國産業構成の重化學工業の比重の增大は、敗戰に伴う軍需工業の解體縮少を反映してどのような量的變化をおこしたかを要約するに、

(イ)總理廳調査統計によれば昭和二十二年の全國製造工業從業者數の主要地方分布は下表の如くであつて、東京地方への工業勞働力分布が依然第一位であること、（これは畢竟我國工業構成が、敗戰による變化にも拘らず、戰時に達成された重化學工業特に機械工業優位の構成に定位されたことにもとずくものと見られる。――表二參照）

（表1）
昭和22年主要地方別
製造工業從業者數

東　京	525,542人
大　阪	494,353
愛　知	380,509
兵　庫	308,199
神奈川	239,765
福　岡	216,345
靜　岡	206,674

（註）總理廳調「産業分類別人口統計」

(ロ)しかしその場合東京地方への工業勞働力の集中度は、昭和二十三年「工業統計速報」から推算すれば全國工業勞働力の十五・一％に當りそれは正に昭和十二、三年頃（準戰經濟化に伴い大阪を凌駕して全國第一位となつた時期）に相當する比率であることが指摘できる。我々はここに戰後における東京地方工業勞働力の全國的地位を一應確定してよいと思う。

(2)　戰後における東京地方工業構成の特徴　　右のように戰後の東京地方工業勞働力は、概して昭和十二、三年頃の集中度を示しているのであるが、しかしこのように全國工業勞働力の十五％を占める東京地方の工業は、如何なる工業種別構成を示し、特に機械工業の占める比重は如何なる特徴をもつているであろ

（表2）　工業各業種別勞働力比率の推移

	昭和5年	12年	16年	22年
金屬工業	5.2%	10.8%	11.1%	11.2%
機械器具工業	10.9	21.2	37.6	3.11
化學工業	7.6	11.4	10.3	12.9
ガス,電氣,水道	0.6	0.4	0.4	0.8
窯業，土石業	3.7	3.8	3.6	4.3
紡織工業	51.1	33.5	21.4	17.4
製材，木製品工業	3.6	3.7	4.6	11.1
食料品工業	8.7	6.6	5.7	6.0
印刷製本業	3.4	2.4	1.7	1.4
その他	5.2	6.2	3.6	3.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0
勞働者實數	1,777千人	3,266千人	4,524千人	2,750千人

（註）東洋經濟新報社作成のもの（「日本經濟年報第六十九集 66～67頁

うか。（表三參照）

右の表から戰後東京地方工業構成の特徴を、主に機械工業を中心として見れば、(1)東京の工業勞働力は總數としては十三年に比べ約十萬人（約二〇％）の增加を示していること、(2)全國工業構成との比較においては、戰後の全國における重化學工業の比率が四六・〇％であるのに對して、東京は六二・二％を占め、特に機械工業では全國で十九・六％に對し、實に三八・八％に達し、斷然東京地方工業における支配的地位を確保していること、(3)東京地方工業構成の戰前、戰後の比較においては、(イ)東京における重化學工業の比率は戰前に比べ稍々低下しつつも、なお支配的な比重を占めていること（六二・二％）、(ロ)殊に機械工業の比率は四七・七％から三八・八％に低下しつつも、依然群を抜いて第一位を確保していること、(ハ)これを總括的に見れば、前稿で指摘した戰前の東京地方工業構成の特徴である機械工業の支配的優位性が依然貫かれ、ただ若干の平均化を示したこと、などが指摘出來る。これを要するに、戰後においても東京地方工業における機械工業の地位は、全國的に見ても、戰前との比較において見ても一貫した優位性と支配性を示しており、ただこれが戰時及び戰後の諸條件の下に、若干地方分散化と平均化とに伴う比重の低下を示したというに止まる。

（表3）東京地方工業構成の戰前、戰後及び全國比較

	13年 勞働者數	13年 %	25年5月 勞働者數	25年5月 %	23年全國從業員數 %
金屬工業	76,713	14.7	71,023	11.5	12.0
機械器具工業	247,777	47.7	239,649	38.8	(46) 19.6
化學工業	51.917	9.9	73,845	11.9	14.4
窯業及土石業	9,717	1.9	13,895	2.4	4.0
紡織工業	46,468	8.9	41,810	6.7	18.3
製材及木製品業	9,405	1.8	20,914	3.4	12.5
食料品工業	13,665	2.6	41,018	6.6	8.0
印刷及製本業	25,179	4.8	47,221	7.6	1.7
その他	37,801	7.6	53,176	8.6	7.3
ガス，電氣，水道	844	0.1	13,988	2.5	
計	519,486	100.0	616,539	100.0	100.0

（註）(1) 13年は「工場統計表」による
(2) 25年5月は東京基準局「適用事業場數及び勞働者數調」による。（本調査は年一回行われ，25年12月現在となつているが，資料蒐集は概ね4～5月頃に行われ，集計補正などのため發表が12月となつている）
(3) 23年全國は10月臨時國勢調査によるもので，別に修理業を含むため，計100％にならぬものと思われる。

（表4）戰後工業經營規模の全國・東京・同機械工業の比較

	10人未満工場數	50人未満 〃	100人未満 〃	500人未満 〃	500人以上 〃
全國	%	98.4 %	0.8 %	0.7 %	0.1 %
東京	95.2 (67.1 27.9)		2.7	1.9	0.2
東京機械	94.5 (63.8 30.8)		3.2	2.0	0.3

（註）(1) 全國は23年度工業統計速報による5人以上の事業場のもので5人以下の事業場數が22年度の總理廳調査で80％となつているから，これにもとずいて換算した
(2) 東京及び東京機械は25年東京勞働基準局「適用事業場數及び勞働者數調」によるから，一應5人未満も含まれるが，50人未満經營の報告提出率は約80％に過ぎないため，50人未満の比率が若干低くなつている。これを換算すれば概ね97％になると推定される。

（表5）經營別從業員數の推移

		設立年次	昭和10年頃人員	戰時最高時人員	戰後最高時人員	現在(25年7月)人員
原動機	S社	昭 17	—	1,950	134	90
	TT	〃 7	71	1,271	430	208
	TT	明 43	—	12,349	559	296
電氣機器	T	昭 14	—	270	238	149
	N	〃 14	—	120	35	22
	S	〃 11	372	4,450	384	78
	H	〃 18	—	60	137	104
	M	〃 11	—	134	128	76
	I	〃 13	—	3,688	1,330	589
產業機械	K	大 15	81	85	135	92
	A	昭 17	—	436	153	132
	H	〃 18	—	1,350	268	220
	N	大 11	—	74	62	37
	I	昭 8	70	263	142	105
自動車	A	〃 7	—	125	108	108
	N	〃 7	60	4,500	500	116
	C	〃 14	—	59	50	23
精密	N	大 6	300	4,546	2,147	1,622
自轉車	N	昭 10	50	283	145	86
	S	大 8	170	308	149	149
	K	昭 10	290	1,108	330	270

（註）本表は我々の行つた五十社の書面調査表中から任意抽出により作成した

(3) **戰後における經營規模の特徴**　東京地方工業構成は右のように戰前から機械工業が支配的地位を確立し、戰後もこれを貫いているが、これを從業員數區分による經營規模別比率として見れば戰後には如何なる特徴が認められるであろうか。（表四參照）

右の二表から戰後の經營規模に關する特徴を要約すれば、(イ)五〇人未滿の經營が壓倒的であることは、全國、東京共に戰前と同樣であり、從つて依然東京地方機械工業の生産形態の多樣性を示し、そのことは勞働力の性質の多樣複雜な構成を必至化する特徴をもつこと、（表四）(ロ)しかし、戰前との差異としては、戰時中には小から大への急速な集中があり、戰後には巨大から大・中への頽落が見られたこと（表五）、などである。そのことは戰前に比べ、單純に經營規模から生産形態を類推し難い複雜な樣相を附加しており、それは明かに戰後の特徴と言える。故に我々は、進んで生産形態について若干の考察をしなくてはならない。

(4) **戰後における生産形態の特徴**　近代の生産形態には周知のように、問屋制家内生産・マニュファクチュア・機械的工場生産などの歷史的諸形態があり、また機械的工場生産形態と言つても、その後の勞働手段の質量的發達にもとずいて個別生産方式、組別生産方式、連續生産方式の諸形態がある。そして機械工業について言えば、それの内部生産工程として鍛鑄造などの材料工程、部品加工工程、組立工程の三主要工程をもつており、これが右の三生産形態及び三生産方式と夫々結びつくのであるから、現實の機械工業經營の生産形態は著しく複雜多樣であると言つてよい。

ところで戰前の我國機械工業の場合について見るに、それは業種によつて注文生産を主とする場合（各種産業機械、特殊電氣機器、特殊原動機など）と商品生産を主とする場合（標準電氣機器、計器、自動車、自轉車など）とで自ら相異があり、前者は概ね個別生産方式をとり、しかも加工工程では個別的機械生産が一般であるが、材料、組立工程では部分的に機械で充用されるだけで中心はむしろマニュファクチュアであることが通例であるし、後者では概ね組別生産方式をとり、加工工程ではかなりの部分が專門機械を充用しているが、しかしかなりの部品の加工は中小經營或は零細經營に下請され、そこでは個別機械生産及びマニュファクチュアを主體とした加工がなされており、また組立工程は勞働組織の若干の分化と局部に電氣ドライバー、などの導入があるとしても、總じて勞働形態としてはマニュファクチュアの域を脱していないのが通例であつた。そして連續生産方式の如く自動機械と單能機械からなる機械體系をとるものは、例えばマツダの電球大量生産の如きに見られるが、しかしこれは殆ど例外的な事例に過ぎない。ただ戰時中專門機械採用の若干の促進と、タクト・システムの導入がなされ、それに伴い若干の勞働組織の分化と綜合が進み、勞働力の質と編制に若干の變化を見だが、それも航空機を中心とする一部大經營に限られていた。

右の如き戰前及び戰時の生産形態は、戰後如何に變化したであろうか。我々はこれを全般的總括的に親うための資料として、次に我々の五十社調査資料にもとずき、勞働力數と機械臺數、機械構成及び設備時期を對比して戰後の生産形態の變化を推定しよう。（表六參照）

次の表を分析（分析過程はここでは省略する）綜合して、戰後における生産形態の特徴を要約すれば、一應次のように言うことが出來よう。すなわち、(1)戰前に比べて機械的工場制度は戰時を通じてかなりの程度の進展を示し、少くとも東京地方機械工業における支配的形態になつていること、(2)しかしそれにも拘らず今なおマニュファクチュア形態を主體とするものが少くとも二〇%を下らないこと、(3)形成された機械的工場制の生産方式を見るに、その壓倒的な支配的形態は依然個人的熟練に專ら依存する個別的生産方式であり、戰時を通じて專門機械の編入がある程度行われ

（表6）　技術構成とその設備時期

		創立年次	勞働者數	工作機臺數	機械構成 モーター直結	機械構成 專門機械	機械構成 自動機械	機械設備年次 昭10年以前	機械設備年次 10～20年	機械設備年次 戰後
原動機	S社	昭 17	66	80	38	16	—		100%	
	TT	〃 7	179	150	100	27	—	30%	70	
	T	明 43	189	1,504	1,374	400	—	20	80	
强電機器	S	昭 11	49	27	27	10	—		100	
	SS	〃 11	40	219	178	47	—		100	
	NS	〃 13	94	32	0	—	—		100	
	S	〃 14	64	68	4	4	—		70	30%
通信機・ラジオ	N	〃 14	15	6	0	0	—		100	
	Y	〃 20	45	53	22	10	3		100	
	NM	〃 19	47	29	10	4	—		100	
	MT	〃 11	53	2	1	0	—		100	
	TF	〃 14	94	87	11	2	—		100	
	FH	〃 13	169	36	2	2	—		100	
	HN	〃 18	84	20	0	0	—		100	
	NI	〃 21	129	15	2	0	—			100
	I	〃 13	404	338	195	61	3		70	30
產業機械	N	大 11	28	26	0	0	—	30	70	
	K	昭 14	61	51	9	6	—		100	
	S	〃 13	73	35	13	5	—		70	30
	A	〃 15	98	46	25	1	—		100	
精密機械	O	〃 22	52	61	31	20	4			100
	C	大 6	156	145	35	35	—	40	60	
自動車	N	昭 13	86	23	5	0	—		95	5
	A	〃 9	95	108	20	8	—		100	
	N	〃 12	166	42	20	1	—		100	
	T	〃 22	331	39	34	12	—			100
自轉車	M	〃 10	17	12	0	0	—	100		
	H	〃 15	7	17	1	1	—		100	
	A	〃 22	37	26	2	0	—			100
	ND	〃 10	113	81	19	17	—	52	48	
	DS	大 5	137	354	82	47	27		70	30
	SK	昭 6	128	37	17	17		70		30
	K	〃 15	207	113	37	37		100		
	M	〃 9	265	154	114	42	12		70	30

（註）(1) 本表は我々の書面調査中から記述明確なものを抽出して作成した。
(2) 勞働者數には職員を含まない。
(3) 專門機械には主としてターレット，フライス，研磨盤，ジクボーラーを含めた。なお外國機械は何れもこれに含めた。ボール盤にも專門機があるが，明確でないので一應除外した。

たが、それは體系的に生産方式を高度化す程ではなかつたこと、*(4)しかし專門機械の一定度以上の充用と若干の自動機械とによる機械作業の高度化が極めて少數の場合（本調査では三工場約八%）に見られるが、しかもこの調査によればそれが戰後において始めて進められていること、などである。

（表7）　戰前東京地方機械工業の品種別構成とその全國的比率（昭. 12）

	工場數	比率	勞働者數	比率	同品種勞働數との全國比率
	人	%	人	%	%
總計	4,573	100	163,172	100	27
原動機	49	1.0	8,199	5.0	31
（電氣機器）	(775)	(16.9)	(82,132)	(19.6)	
電氣機器（强）	289	6.3	11,105	6.7	25
通信機器	148	3.6	12,642	7.7	60
照明器具	312	6.8	6,955	4.2	37
（產業機械）	(810)	(17.9)	(20,401)	(12.4)	
化學工業用機器	93	2.0	2,687	1.6	32
印刷製本用〃	199	4.3	2,801	1.7	66
起重機	26	0.5	4,665	2.8	55
紡織用	79	1.7	1,921	1.1	5
（精密）	(515)	(11.3)	(27,651)	(16.9)	
工作機械	328	7.1	8,811	5.4	28
光學〃	70	1.5	4,102	2.5	88
計器	88	1.9	7,334	4.5	73
時計	55	1.2	8,834	5.5	80
（車輛）	(667)	(14.6)	(20,260)	(12.3)	
自動車	370	8.0	12,534	7.6	53
鐵道車輛	21	0.4	1,940	1.1	11
自轉車	257	5.6	45,290	3.2	23
五品種小計	2,816	62	108,648	67	
その他主なもの					
造船	11	0.2	4,215	2.5	5
電線電纜	70	1.5	3,052	1.8	26
銃，兵器	54	1.2	10,146	6.1	
バルブ，コック	101	2.3	2,101	2.2	29
（その他は2,000人以下）					

（註）(1) 本表は昭和 12 年「工場統計表」から作成
(2) 一品種 2,000 人未滿のものは掲出しなかつた
(3) ただ紡織用機械，鐵道車輛は主要品種であるから參考までに掲出した

＊戰時中軍需品のかなり纒まつた需要の形成に應じて、中量生産方式としての組別生産方式が或る程度生産管理的に發展したことは認めてよいのであるが、しかし前述のようにこの場合の生産方式は、未だ機械體系の高度化によつて技術的に基礎づけられ確定せられるところまでに達したものは極めて少かつたことが、この調査によつて實證される。

(5) 戰後における品種的特徴　戰前においても、東京地方における機械工業が東京地方の政治經濟社會文化的諸條件にもとずく立地條件に規定されて、品種的に一定の特徴を有していたことについては既に前稿で指摘したところであるが、これを機械工業における各品種に分布した全國の總勞働者數に對する東京地方のそれとの比率を表示すると、その特徴は一層明確に浮彫される。（前稿では紙數の制約上掲表しなかつた――表七參照）

（表8）　戰後東京地方機械工業の品種構成（昭 25. 7）

	工場數		從業員數	
	實數	%	實數	%
總計	218	100.0	41,967	100.0
原動機	8	3.7	1,505	3.6
（電氣機械）				
强電機器	9	8.9	2,280	5.4
通信機械	17	7.5	2,837	6.7
照明器具	8	3.7	1,440	3.4
その他	13	5.9	1,745	6.0
（産業機械）				
鑛山金屬用	8	3.7	1,630	3.9
化學用	17	7.5	2,685	6.4
造船用	10	4.6	1,550	3.7
工場設備用	8	3.7	2,950	6.8
土建用	7	3.2	860	2.0
紡織用	5	2.3	445	1.1
農業用	13	5.9	1,445	3.4
食料品加工用	1	0.4	40	0.9
（車輛）				
自動車	24	11.1	5,300	12.6
鐵道車輛	11	5.0	2,450	6.0
自轉車	13	5.9	1,615	3.8
（精密）				
工作機	7	3.2	990	2.3
光學機械	7	3.2	1,055	2.5
計器	15	6.9	2,230	5.3
時計	6	2.7	3,675	8.7
ミシン	2	0.9	520	1.2
タイプライター				
（雜）	9	3.9	2,720	6.5

さて右のような戰前の品種的特徴は、戰時を經て戰後如何に編成替されているであろうか。曾ての「工場統計表」と同樣な統計のない現在、右の表と對比すべき資料を缺いでいるため、これを正確に窺うことが出來ないのは遺憾であるが、參考までに東京勞働基準局調査の「勞働者給與調査票」原資料から、我々の手で機械工業關係のもののみを抽出し品種別に分類した表を掲げよう。（表8）

（註）本表（表八）は、「工場統計表」とは全く違つて、十人以上の工場のうち二一九工場をランダムで抽出した調査であるが、そのうち五〇人以上の工場は一五〇に上り、これは東京地方機械工場中五〇人以上の工場數が五一二であることを考慮すれば、その限りでは約三〇％抽出となり、また從業員數では東京地方機械工業全勞働者數二三・九萬人に對し調査工場從業員數は四・二萬人であるから約五・五分一に當り、且つランダムとはいえ、一應都下十七の全監督署が管轄内のものをランダムに抽出したのであるから、地域的分布は考慮されているわけであり、全くの無制約なランダム調査ではない。從つて、戰前のものと細目に亘る嚴密な意味での比較は出來ないとしても、戰後の大まかな特徴についてはある程度窺うに足るものと考えられる。

右の表から析出された特徴は次の如くである。(1)戰前の品種構成の順位が電氣機器、精密機械、産業機械、車輛、原動機の順であつたのが産業機械、車輛、電氣機器、精密機械、原動機と變化したこと、(2)産業機械の品種が例えば鑛山金屬用、土建・工場設備用、農業用などを新しく加え、かなり多樣化したこと、（これは主として戰時膨脹した精密及び電氣機械の工場が戰後需要の急變に應じて各種産業機械に轉換したことによるものと推定される）、(3)他面、原動機、强電機器、工作機械などの生産財部門の品種は縮少し、當然のことながら銃兵器は全く消失しているが、しかし自動車、通信機器、自轉車、時計などの商品生産的部門の品種はむしろ地位を維持或は增大していること、などである。かくて戰後における品種的特徴の變化を、前項の生産形態の特徴の變化と結びつけて見れば、それは明かに戰時中簇生した軍需關係機械工業が、戰後の變化に伴つて、一方には戰時中縮少を餘儀なくされた産業機械、鐵道車輛、時計、ミシ

〻等に流れ込み、その在り合せの機械設備をもつて、雜然たる生産方式をとりつつ辛うじて生存を計つている大多數の經營と、他方には舊來からその品種を專門とし、戰時の變化をうけつつも、戰後その品種に復歸專任して、逐次技術的合理化を計りつつある若干の少數經營との二つの系列を認めることが出來るのである。

(6) 戰後における地域的分布の特徴　最後に東京地方機械工業の地域的分布の變化を窺うために戰前昭和八年と戰後昭和二十五年のものとの二表を掲げれば次の如くである。

左の二表を比較すれば、戰後における東京地方機械工業の地域的分布の特徴は、(1)三田、品川、大森の地帶が戰前と同樣、戰後も東京地方機械工業の中心をなしていること、(共に約四〇%)、(2)戰前の第二の中心地帶は本所、城東地帶であつたが、戰時を通じて東京陸軍工廠との關連において新しく開拓された足立、王子、板橋地帶がこれに代つたこと、(約十八%)、(3)第三の中心地帶は舊來の本所、城東地帶で約十四%を占めて、維持されていること、(4)第四の中心地帶として戰時に自動車、飛行機、無線機などとの關連において新規の大工場を中心に都下農村地帶に開拓された三鷹、立川、八王子地帶（約十三%）が戰後夫々品種轉換を圖りつつ現在新工業地帶として確立したこと、などである。

（表9）　戰前における東京機械工業の地域的分布（昭 8. 6）

	工場數	勞働者數		工場數	勞働者數
總計	275	9,994	大森	23	4,422
神田	3	139	蒲田	14	2,613
日本橋	0	0	世田谷	3	145
京橋	9	3,414	澁谷	20	1,911
芝	37	5,186	淀橋	5	1,027
麻布	6	480	中野	1	47
赤坂	0	0	杉並	1	1,418
四谷	0	0	豐島	11	891
牛込	0	0	澁川	9	529
小石川	3	236	荒川	17	1,153
本郷	1	102	王子	0	0
下谷	2	106	板橋	3	266
淺草	1	260	足立	2	60
本所	13	3,229	向島	4	644
深川	6	406	城東	9	2,145
品川	60	7,276	葛飾	0	0
目黑	6	535	江戸川	1	59
荏原	5	298			

（註）(1) 本表は東京市「第四回勞働統計實地調査」（昭. 8）による
(2) 本調査對象は原則として三十人以上の勞働者使用事業場である

（表10）　戰後における東京機械工業の規模別地域的分布（昭 25）

	規模別事業場數 1～9人	10～49人	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人～	計	勞働者數
中央	567	333	13	19	1	1	934	16,263
飯田橋	429	87	10	3	—	—	529	5,171
上野	362	68	3	10	—	—	443	2,671
三田	425	192	17	13	2	1	650	18,744
品川	1,128	583	79	48	4	2	1,844	43,024
大森	645	362	36	27	1	1	1,072	23,048
澁谷	335	156	30	5	—	—	546	4,453
中野	163	62	8	4	2	—	234	3,938
板橋	226	184	18	9	1	2	440	11,807
王子	170	129	10	3	—	—	312	5,897
足立	442	216	17	9	—	1	665	11,975
向島	538	196	10	8	—	—	752	12,146
亀戸	353	227	28	11	—	3	622	16,675
（都下）								
八王子	130	22	—	6	—	1	159	3,918
立川	37	39	4	5	1	4	90	9,108
青梅	34	18	—	2	—	—	54	931
三鷹	95	56	10	10	1	3	175	10,420
計	6,079	2,930	288	192	13	*19	9,521	199,649

（註）本表は東京勞働基準局「署別適用事業場數及び勞働者調」（昭 25, 12）の原資料から機械工業のみを抽出したものである。

＊ 東京地方機械工業における一千人以上の大工場は現在十九（昭和八年には八、同十三年には二十九、戰時最高時は不明であるがこれより增加していたものと推定される）であるが、參考までに工場名と從業員數とを上げれば次の如くであつて、戰後は巨大工場が消失したことと、現存せる大工場は概ね戰前から確立していた經營であり、しかも勞働力集中も三千人以上のものはなく殆ど一千人裏であること、などを窺うことが出來る。――石川島造船所（一、四九七名）、小西六寫眞工業新宿工場（一、〇九八名）、日本電氣（二、〇九七名）、沖電氣品川工場（一、二七九名）、明電舍大崎工場（一、五四〇

名）日本光學工業（一、九〇四名）、三菱重工業東京機器製作所（二、五六一名）、日立製作所龜有工場（二、六三八名）同龜戸工場（二、二三二名）、服部時計店精工舍（一、四四五名）、石川島重工業第三工場（一、八四七名）、同第三工場（一、一〇一名）、汽車製造東京製造所（一、七〇九名）、日野重工業（一、一〇七名）、東京芝浦電氣府中工場（一、三三〇名）、東芝車輌（一、九五九名）、横河電機（一、四一一名）、日本無線（一、〇三四名）、シチズン時計日無工場（一、一二一名）

要約　以上を要するに、我々は戰後の東京地方機械工業について、その全國的地位、東京地方工業構成における地位、經營規模、生産形態の特徴、品種構成、地域的分布の變化の六項目に亙つて、稍々詳細に戰前の場合と比較しつつその特徴を追求した。そしてその分析の結果については各項で夫々指摘したところであるが、これを後の勞働力の特徴との關連において總括すれば次の如くである。すなわち、(1)戰後の東京地方機械工業は、戰時の急膨脹と工業構成における比重の支配的地位化との後をうけて、敗戰と共にかなりの收縮を見つつも、戰前に比べて遙かに勞働力の量的增大と經營規模の擴大とを生じ、且つ工業構成における第一位の地位を確定するに至つたこと、（機械工學勞働力の重要性の確立）、(2)戰時の軍事的必要は戰前機械工業の品種的構成を著しく變化せしめたが、敗戰と共に戰時中簇生した軍需關係機械工業の一部を産業機械を中心とする民需的品種に轉換せしめた一方、戰時育成された自動車、無線通信機などは、戰前には殆ど見られなかつた量産的商品として戰後の品種的新特徴を打ち出すに至つたこと（職人的勞働力から新勞働力への移行の進展）、(3)同じく軍事的需要にもとずく機械工業の急膨脹は、地域的分布の上にも新地帶を作り出し、それらの新地帶は戰後において、ある程度の縮少を見たとは言え、現在では新機械工業地帶として確立され、品種的特徴と關連して地域的新特徴を打ち出したこと（農村地帶との關連の新しい形態――職工農家的勞働力）、(4)しかし戰時の發展は、經濟外的促進によるものであるだけに、それは單に量的發展集中に止まり、これを生産形態的に見れば、技術的構成の高度化に基礎づけられた生産形態の高度化を殆ど招來しなかつたのに對して、むしろ戰後の經濟的要請の下で、極く少數ではあるが、生産形態高度化の發展が見られつつあること（産業別勞働連帶の基礎の形成）、これは前掲の品種的地域的新特徴と關連して重要な特徴であること、などがこれである。かくて戰後における東京地方機械工業に生じたこれらの諸特徴は、それぞれの面からこの工業における勞働事情のあり方を規定して、後述の如き各種の特徴を生む一つの基礎となつたのである。

二　戰後における勞働力事情の變化とその特徴

戰後における東京地方の機械工業は、戰前に比べて右のような變化を遂げ、若干の新しい特徴を打ち出したのであるが、かかる戰後の機械工業の下における勞働事情は戰前に比べて如何なる變化を生じ、如何なる特徴をもつものであろうか。この點を明かにするために、我々は次に勞働力に關する諸事情と主要な勞働條件との二要素について檢討することにする。なおここで附言しておきたいことは、戰後における調査時點の問題であるが、我々はこれを主として昭和二十三年下期から二十五年上期についてとることにした。けだしこの時期は戰後における混亂が一應安定し、各種の經濟的諸數字も激動しなくなつた時期であり、且つ二十五年六月に始まる朝鮮動亂の特殊な影響を蒙る以前であるからである。（このことは數字的に確證出來るが、ここでは煩を避けて割除する）

勞働力の性質を規定する主な條件として、我々は前稿において年齡構成、教育程度、就業年數、出身地關係及び勞働者の社會的意識（勞働者組織を指標として）について分析し、その特徴を明かにしたのであるから、戰後についても比較の關係上、主としてこれらの諸項目について檢討しよう。

（表11）　東京地方工業業種別勞働者年齢構成（昭. 24. 9）

	男子						女子				
	15才未満	16～20才	21～30才	31～40才	41才以上	平均年令	15才未満	16～20才	21～30才	31才以上	平均年令
		%	%	%	%	才		%	%	%	才
金屬工業	0	10	34	32	24	34	0	30	43	27	25
機械工業	0	16	39	28	17	31	0	42	43	15	24
化學工業	0	12	34	28	26	33	0	45	38	17	24
窯業土石業	0	21	31	23	25	31	0	36	31	33	26
紡織工業	0	18	35	21	26	32	0	57	35	8	21
製材木製品業	0	17	28	21	34	35	0	22	30	48	29
食料品工業	0	14	31	23	32	32	0	46	37	17	25
印刷製本業	0	15	30	27	28	32	0	32	48	20	25
その他工業	0	30	31	17	22	30	0	42	34	24	24
工業平均	0	14	35	28	23	32	0	44	39	17	23

（註）　本表は東京勞働基準局「給與調査月報」（24, 9）から算定作成した

男子三年弱、女子三年半と夫々工業平均の場合以上の上昇を見ていること、(3)少年少女勞働（十六―十九歳）については戰前工業平均で男子一四・八二%、女子四六・五三%であつたのが、戰後工業平均では男子一四%、女子四四%となり、しかも戰後の資料ではこの年齢層は十六―二十歳であるから、これを十九歳までとれば比率は一層低下し、明かに戰前より比重は減少していること、特に男子の場合では、殆ど自然代謝的比率と見られること、(4)二一―三〇歳の青年勞働力群の比率は、戰前では男子三六・九八%、女子二八・五八%であつたのが、戰後では男子三五%、女子三九%となり、男子の場合では大差なく、しかも戰前と同樣この層が最も高い比率を占め、前稿での謂ゆる第三勞働力群として、準基幹部分をなしていることは戰前と同樣であるが、女子の場合にはかなり大幅の増大（二八%から三八%へ）を示し、殊に機械工業では四三%という高比率を占めることは、三一歳以上の女子が戰前の一二%から一七%へ増大したこと及び後述の女子就業年數の増大と並んで、從來都會における家計補助的出稼型勞働力として、前期的勞働力と規定されていた女子勞働力群の性格の變化を考えさせる注目すべき新しい特徴であること、などが指摘できる。これを要するに、戰前との比較において特に明かな變化は、第一に十五歳未滿の前期的兒童勞働力の一掃、第二に、二十歳未滿女子勞働力の大幅の減少と二十歳以上の増大とに表われた都會での出稼型解體への傾斜を思わせる事象の發生、という二點であつて、これは戰前の前期的勞働の主な内容であつた第一、第二勞働力群の解體、變化であつて、最も注目されねばならない。

＊機械工業の男子平均年令は、工業平均よりも一年低いのであるが、これは戰前においても同樣であつた。しかし今、我々の五十社調査によれば、男子勞働者平均年令三〇・八才で前表と同じであるが、これを品種別に見れば、原動機三三・五才、電氣機器（主に通信機）二八・九才、産業機械三二・六才、自動車（主に部品下請）三三・〇才、光學機械二七・九才、自轉車二九・二才となつており、主として通信機、光學、自轉車などの商品生産部門が比較的低年令であり、注文生産部門はむしろ平均以上であることを示しており、機械工業男子年令の低さは、その生産方式勞働形態の近代化と關連していることが注目されてよい。

(1)　戰後における年齢構成の特徴　先ず東京地方工業の業種別年齢構成について見よう。

上の表を前稿での戰前（昭八）と比較すれば、戰後の特徴は次のようである。(1)戰前では工業平均で十五歳未滿が男子一・八八%、女子一二・八四%で、前期的兒童勞働力群をかなり含んでいたのが、戰後では勞働基準法によつて十五歳未滿兒童勞働が原則的に禁止され（五十六條）たため、少くとも公式には前期的兒童勞働力群は一掃されたこと、(2)その結果として戰前においては工業平均年齢が男子三〇年三月、女子二一年四月、機械工業平均年齢が男子二九年二月、女子二〇年七月であつたのに對して、戰後では工業平均年齢は男子三二年、女子二三年と夫々二年上昇しており、機械工業については男子三一年、女子二四年で、

(2) 戰後における教育程度の特徴　既に前稿で分析したように、戰前における東京地方機械工業勞働力の教育程度の特徴は、一般工業平均よりもかなり高いことと、それにも拘らず未就學者、小學未修了者を三・一％含み、且つ小卒三六・七％と高小卒三九・八％とが相半して全體の七六・五％を占め支配的である點にあつた。それが戰後の現在ではどのように變化しているであろうか。これを五十社調査資料について見れば次表の如くである。

（表12）　戰後における東京地方機械工業勞働力の教育程度（昭. 25）

		小學未修	小卒	高小	新制中學	中等學校	新制高校	舊制專門以上	計
原動機	S社	0	4	56	4	3			67
	T	0	14	121	—	42	2		179
電氣機器	N	0	33	22	15	12	8	4	94
	S	0	3	30	—	7			40
	S	0	1	56	—	5	—	2	64
	T	0	4	52	2	20	6	10	94
	N	0	4	1	6	1	3		15
	D	0	2	89	2	6			99
	F	0	1	91	3	73	1		169
	N	0	6	28	10	1	2	5	47
	H	4	7	50	20	1	2		84
	N	0	0	29	4	6			39
	M	0	13	23	5	11	—	1	53
	Y	0	3	36	3	2	—	1	45
	I	0	141	36	71	103	10	43	404
	N	0	10	90	9	2	1	2	114
產業機械	K	0	12	54	4	3			73
	A	0	16	76	—	4	—	2	98
	S	0	12	52	—	6	—	3	73
	M	0	6	12	3	2			23
	H	0	3	113	16	2	2		136
	N	0	2	26	4	11			43
	T	0	5	26	4	1			36
	N	0	0	25	—	3			28
	I	0	20	47	1	7			75
	T	0	5	16					21
自動車	N	0	50	114	—	7	—	1	172
	N	0	30	43	—	11	—	2	86
	A	0	13	82	4	5	1	4	109
	O	0	4	24	4	19	—	1	52
	N	0	32	92	2	33	—	7	166
	H	1	3	11	4	1	1	1	22
	C	0	6	6	—	2			14
	T	0	0	272	9	43	—	7	331
	N	0	0	81	—	4			85
光學機械	N	0	142	747	84	76			1,049
	C	1	6	82	46	15	3	3	156
自轉車	D	0	24	90	15	8			137
	M	0	0	221	—	21	—	13	265
	N	0	47	31	—	7	—	1	76
	M	0	7	10					17
	S	0	0	119	4	5			128
	A	0	7	14	10	2	2	2	37
	H	0	0	7					7
	K	0	3	165	26	13			207
計	計	6	701	3,463	394	606	44	115	5,329
	%	0.1	13.3	64.9	7.4	11.4	0.8	2.1	100.0

（註）本表は我々の五十社調査によるものであるが、四十五工場しかないのは記述不適當なものを除いたためである

右の表から我々は戰後の特徴として次の諸點を指摘することが出來る。すなわち、(1)戰前ある程度存在していた未就學者及び小學未修了者は戰後では殆ど一掃され、僅かに例外的に〇・一％を算えるに過ぎなくなつたこと（これは十五才未滿兒童の勞働の原則的禁止に照應する）――これは重大な變化である。(2)戰後も勞働力の主體が小、高小卒であることに變りはないが（七八・二％）、しかし戰前は機械工業でも小卒と高小卒が相半していたのに對し、現在では高小卒六四・九％、小卒一三・三％で教育程度の二ケ年高い高小卒が支配的になつたこと、（個々の事例では小、高小卒とそれ以上のものとが相半するものも少くない）、(3)戰前の中等學校卒又は中退は現在大體において新制中卒及び中等學校中退、卒に當るが、これは戰前と殆ど同比率であること、(4)新制高校卒を含めた舊制專門以上は、戰前の一・三％に比べ二倍以上の二・九％に增大していること（中には舊制大卒もかなり含まれており且つ、知能程度が特に高いとされている電氣機器部門では新制高校卒―舊制大卒の勞働者を一〇％以上含むものが一四工場中五工場の多きに達している）、などである。かくて我々は、教育程度に關しては戰前に比べて明かに質的な高度化が生じていることを認めるのであつて、東京地方機械工業勞働力は全體としては知能的に明かに社會的判斷を適正に行い得る能力を有していると言つてよい。

(3) 戰後における就業年數の特徴　勞働力專業化の程度を示す重要な一指標である就業年數（經驗年數）については、前稿で明かにしたように大正末期、以來漸次長期化の傾向を辿りつつあり、殊に男子勞働者の四二・六％が十年以上就業者であつたことは、東京地方機械工業勞働力の都市定着專業勞働力化として、十分評價されるべきであるが、他面それにも拘らず、女子勞働力は五年未滿者七〇・四％に達し、これが主として半封建的農村から供給されていることと關連して、前期的特徴としての謂ゆる「出稼型」を表わしていたし、また男子についてもそれが三三・五％で、自然代謝率（二五％）に比べればやや高率を示し、その場合にもある程度「出稼型」的勞働力を包含していたことなどを特徴としていた。かかる戰前の諸特徴は戰時を經て現在は如何に變化しているであろうか。我々はこれについて同じく五十社調査の資料を分析しよう。

（表13）　戰後における東京地方機械工業勞働力の經驗年齡數構成（昭. 25. 6）

			1年未滿	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上	計
總計	實數	男	198	485	719	628	870	2,900
		女	57	137	205	57	48	504
		計	255	622	924	685	918	3,404
	比率	男	6.8%	16.7%	24.6%	21.6%	30.3%	100.0%
		女	11.3	27.1	40.7	11.3	9.6	100.0
		計	7.5	18.0	27.1	20.1	27.3	100.0

右の表から我々は、戰前との比較において次のような變化を見出すことが出來る。すなわち、(1)戰前の東京地方機械工業においては、男子平均就業年數は既に十年十月に達しているが、女子は僅かに三年〇月であつたのに對し、戰後では男子七年十月、女子三年十月であり、男子ではむしろ三ケ年も低下し、女子では十ケ月長期化したこと、(2)五年未滿については、戰前男子では三三・五%、女子七〇・四%であつたのが、戰後は男子四八・一%、女子七八・一%と何れも增大し從來の長期化の傾向への逆行を示していること、(3)十年以上については、戰前男子四二・六%、女子八%が、戰後では男子三〇・三%で十二%減少し、女子は九・六%で一・六%增加していること、などが上げられる。ところでこれらの變化は、男子の場合には明かに一貫して經驗年數低下を示しているのであるが、しかしこれは機械工業が昭和十年頃から急速に膨脹した工業部門であり、しかも既に見たように工場の大多數（七〇%）が戰時戰後に創立されたこと、（我々の調査によれば、昭和十三年前に設立された工場では、十年以上の經驗工の比率はむしろ戰前よりも高く半數以上を占めているものが一般である）及び戰時中における青年勞働者の軍事動員による經驗の中斷などを考慮するときは、戰時經濟における特異な歪曲を蒙つたためであると見られる。したがつて勞働力の都市定着的專業化の指標として考察するためには、むしろ次項で分析する「戰後における出身地及び前職の特徵」との關連において判斷する必要がある。

これに反して女子の場合では、戰時以來の女子の機械工業流入は、機械工業における男女構成における女子の比率を若干高めており、*戰時における中斷もなかつたのであるから、比較的に正常な傾向を示しているわけで、その結果は女子總平均において十ケ月の增加と、十年以上就業者の增大となつて表われている。これは前に分析した「年齡構成」の場合の二十一歲以上の增大と照應する出稼型解體への一つの傾斜として理解出來よう。しかしそれにも拘らず女子勞働力がやはり結婚までの一時的就業を原則としていることは、五ケ年未滿が依然壓倒的であることから窺われる。

＊　昭和八年における機械工業勞働力中、女子勞働力の占める比率は二四・八%であつたが、昭和二十五年には一七・二%に增大している。

(4)　**戰後における出身地及び前職の特徵**　工業勞働力の社會的性質を規定する最も重要な條件の一つと考えられる出身地と前職とについて見るに、戰前においては機械工業勞働力の農村依存度は、工業平均に比べて少かつたにも拘らず、それは六一・八%に上つており、東京市及び地方都市出身は三八%であつた。また前職については戰前の資料を缺ぐが、右の出身地が農村に依存している事情から推定して、機械工業及びその他の工業からのものは、多くとも三分の一以上ではなかつたと考えられる。かかる狀態は戰後には如何に變化したであろうか。我々の五十社調査を表に纏めれば次の如くである。（表十四・十五參照）

左の表を戰前の場合と比較しつつ分析すれば、大要次の如き變化を指摘することが出來る。すなわち、(1)出身地構成について見れば、(イ)全體としては、戰前は六一%までが農村であつたのが、戰後には逆轉して都市が六八・五%を

占め、農村は平均三二・五％に減じ副次的な地位に低落し、しかも東京都が四九・八％で全體の殆ど半數に達し、主導的地位に立つたこと、(ロ)この傾向は男女共に同じであるが、特に男子の場合戰前との變化が著しいこと、などが指摘でき、東京地方機械工業勞働力は男女共に東京都を中軸とする都市定着者層にその給源をもち、從來指摘されていた工業勞働力の農村との直接的結びつきは著しく稀薄化したと見られること、*（なお農村出身者を多數擁する工場は、さきに東京地方機械工業の地域的分布で析出したように、戰時に形成された戰後の一特徴となつた新地域である三多摩農村地方に所在する工場に多く見られ、後に實證するようにこの地帶所在の工場の平均賃金が、總じて低水準であることは注目されてよい）、(2)前職構成について見れば、(イ)戰前では前述の如く工業勞働者を前職とするものが、多くとも三十三・四％以内と見られるのに對し、戰後では五九・九％に達し、男子では六六・二％が

（表 14）機械工業勞働者の出身地構成（昭. 25）

出身地		東京都	地方都市	農村	計
實數	男	1,545	609	1,045	3,199
	女	332	70	166	568
	計	1,877	679	1,211	3,767
比率	男	48.3%	17.1%	34.6%	100.0%
	女	58.4	12.3	29.3	100.0
	計	49.8	18.7	31.5	100.0

（表 15）機械工業勞働者の前職構成（昭. 25）

前職		機械工業	その他の工業	商業	事務	農業	その他	計
實數	男	1,406	713	282	164	247	387	3,199
	女	51	90	21	61	69	276	568
	計	1,459	803	303	225	316	663	3,767
比率	男	43.9%	22.3%	8.8%	5.1%	7.7%	12.2%	100.0%
	女	8.9	15.8	3.7	10.7	12.1	48.8	100.0
	計	38.6	21.3	8.0	5.9	8.3	17.9	100.0

（註）「その他」には，掲示した諸職業に屬さないものと，學校卒業と同時に就業したものとを含み，後者を別項にしなかつたため明確に數字的には分けられないが，個々の資料から推して後者の方が多いように窺われる。

何れも前職として工業勞働者であつたこと、しかもそのうち機械工業勞働者であつたものが男子では四三・九％に上つていること。これは明かに東京地方機械工業勞働力の中軸は、既に專業化した都市工業勞働力であることを示しており、戰前に比べて重大な變化と見てよい。(ロ)他面農業を前職とするものは、全體としては僅かに八・三％に過ぎず、これは前掲の農村出身者の低減と照應して農村との結合の稀薄化を實證するものであること。(3)しかしこれらの諸事實にも拘らず、反面から見れば、東京地方の機械工業勞働力でさえ、その二五・三％までは商業、事務、農業、その他（學卒と同時に機械工業に就職したものを一〇―一五％と見て、それを除く）の雜多な分子を包括していること、などが指摘できる。

＊ 工業勞働力の農村との直接的結び付きの稀薄化を他の方面から實證する事實として、昭和二十四年十月末の勞働省特別調査「被傭雇者實態調査結果速報」によれば、被傭雇者五四四名中再就業者二〇二名であり、そのうち農業に就いたものは僅かに十三名（二・四％）に過ぎないと報じられている。これは前稿に引用した如く、昭和五年社會局調査「工場勞働者傭雇者歸趨調」の場合に、歸農したものが四五・七％に及んだのと對比すれば、嚴密には比較し難い條件の相違があるとしても、戰後における都市工業勞働者の農村との直接的結びつきの著しい稀薄化を證するに足るであろう。

(5) **戰後における機械工業勞働者の社會意識の特徴**　勞働者の社會意識の狀態は、勞働力の諸事情の集中的な表現として勞働力の諸事情の檢討の場合最も重要なモメントであるが、我々は勞働者の社會意識がどの程度近代化しているかの指標を主として民主的意識と階級意識形成の度合について檢討することにする。ところでこれらの意識は具體的には勞働組合の組織狀況に表れると一應は見てよいのであるが、しかしそれは單純に組合組織の量的な狀態にだけ表れるものではなく、むしろ勞働組合の內容的在り方、特に組合組織の性格や組合活動の狀態にその質の特徴が表れるも

のと考える。以下これらについて若干の分析を試みよう。

(イ) 勞働組合の量的組織狀態について。

戰後我國において、勞働組合が嵐のような勢で急速且つ廣汎に結成されたことは既に周知のところであるが、參考までに年次別勞働組合數及び組合員數の發展と組織率を示せば次のようである。

（表16）年次別勞働組合數及び組合員數と推定組織率

	組合數	組合員數	組合員增減數	推定組織率
20年末	855	602,706	(+) 602,706	
21年6月	12,006	3,679,971	(+)3,077,265	47.2%
22年6月	23,322	5,594,699	(+)1,914,728	47.2
23年6月	33,926	6,677,427	(+)1,082,728	54.3
24年6月	34,688	6,655,483	(−) 12,944	55.7
24年12月	32,592	6,252,868	(−) 402,615	45.1

（註）勞働省勞働統計調査部「昭和二十四年勞働經濟の分析」による

（表17）東京地方年次別勞働組合數及び組合員數

	組合數	組合員數	組合員增減數
20年末	135	56,278	(+) 56,278
21年末	1,794	464,096	(+) 407,818
22年6月	2,559	637,387	(+) 173,287
23年6月	3,654	814,532	(+) 177,149
24年5月	4,104	850,394	(+) 85,862
25年4月	2,740	576,322	(−) 274,072

（註）(1) 本表は都勞政課勞働組合名鑑（二十五年四月現在）によつた
(2) 24年5月を最高として漸減しているので，24年6月を掲げずに5月を掲げた

（表18）東京地方勞働組合の規模別組織狀態（25. 4）

	50人以下		51～100人		101～500人		501～1,000人		1,000人以上		合計	
	事業場數	從業員數	事業場數	從業員數	事業場數	從業員數	事業場數	從業員數	事業場數	從業員數	事業場數	從業員數
組合のある事業場	1,140	28,881	523	37,459	815	179,229	161	116,599	101	214,154	2,740	576,322
東京地方事業場	72,668		2,546		1,407		110		55		76,780	1,344,461
（組織率）	% (1.7)		% (20.5)		% (57.9)		% (100.)		% (100.)		% (3.6)	% (63.4)

（註）(1)「組合のある事業場」は都勞政課「名鑑」によつた
(2)「東京地方事業場」は東京勞働基準局「適用事業場調」によつた
(3) 501人以上では組合のある事業場數の方が，同規模の全事業場數より多いが，これは統計の取り方の相異によるものとして，疑問はあるが，一應100%の組織率としたが嚴密には問題であろう
(4) 時點は何れも25年5月頃である

これに對して東京地方ではどうであつたか。

右の表から析出される特徴は、(1)全國的に見ても東京地方のみについて見ても、戰前に比べて勞働組合の量的組織の發展は、まさしく隔世的であつて、（戰前最高時の昭和十一年に全國で組合員四十二萬人、組織率六・九%、東京地方で八・一萬人組織率八%餘）組織率においても一應先進資本主義諸國並に達したこと、(2)しかし全國でも東京でも、二十四年上期を境として早くも組合數、組合員數及び組織率の全てにおいてかなり著しい低落の傾向に轉じたこと、（これは、英米において一九三〇年代後期以後は戰時戰後を通じて着實に組織が增大していることと明かな對稱をなしており、むしろ一九二〇年頃までのかなり動搖的であつたことと想比出來はすまいか）、(3)かかる傾向の中で、東京地方は全國に比べて組織率も高く、戰前と同樣に先進性を示していること、(4)にも拘らず組織率は勞働者數から見れば五〇―六〇%に達しているが、これを事業場數として見れば、東京地方でさえ僅に三・六%に過ぎず、その組織率は一〇〇人以下の中小經營では著しく低率であること、（これは我國の如き中小企業の壓倒的な國では組織發展上の一つの制約である）の諸點が擧

げられる。これを要するに、勞働者の社會意識高度化の主な指標である勞働組合の量的組織狀態は明かに戰前と比べて量から質への轉化と見られる程の發展を示し、外形的には少くとも先進諸國の一九二〇年頃の率に達して、近代的樣相を示すに至つたが、それにも拘らず組織發展が中小經營において停滯し、且つ二十四年頃から始まる資本攻勢の强化に當面するや、早くも大幅の組織の解體を示していることこそ急發展の中に含まれる意識「近代化」の脆弱性として特徴づけられねばなるまいし（歐米における勞組發展の當初における動搖性を想起）、また東京地方の先進性と、機械工業勞働者の先進性は常に貫徹してはいるが、それにも拘らず右の特徴を覆す程のものではない。

(ロ)　戰後勞働組合の組織及び活動上の特質について。

次に組織された勞働組合の組織及び活動上の特質について檢討しなくてはならないが、これについては既に東大社會科學研究所の詳細な調査研究*がある。ただ調査時點が二十二年八月現在であるため、その後の社會情勢の重大な變化を契機とする我國勞働組合の內的脆弱性の露呈を十分に把み得ていないうらみがあるし、（例えば右に指摘した二十四年後における組織の大幅解體の如き）、また謂うところの脆弱性の本質的な點は社研報告が指摘しているよりも他により重要なモメントがあると思われるが、しかし參考とすべきところも尠くないから、その要約部分を引用すれば次のようである。

「このように、昭和二二年下期を中心に調査票の集計の結果現われたところは、(1)戰後の解放された勞働組合の著しい躍進、組合の自然發生的な且つ一擧的な結成、その民主的な內部機構、その平等主義例えば「身分制撤廢」要求…女子の地位の引上げや隷屬感の拂拭や、待遇の平等化のごとき――かくして戰後…組合運動は、そのかぎりにおいて明かに、從來八〇年の日本歷史にみることが出來なかつたものをもたらしたのであり、…日本の「民主々義」を眞に支える社會的な力に外ならない。この點は調査結果の箇々の點に現われている。(2)けれども同時に、他面では…その急速な發展にも拘らず、否そのために却つて多くの遲れた要素を殘存せしめている點が見逃されてはならない。舊い身分的觀念の殘滓や雇主的福利施設に對する無意識の依存がみられるし、また文化運動についても、また組合財政の運營についても、勞働協約の締結について合理的で具體性の豐かな問題の處理が行われていない點が多く、その意味で組合の未成熟を想わしめる點が多い…そしてこのような二樣の性格の交錯の中に…勞働組合に於ける日本的なものを見出すことが出來よう」と。**

右のように、社研の調査は我國勞組の「日本的なもの」について、一方に過去の日本歷史にみることが出來なかつた劃期的な發展を指摘すると共に、他方に我國勞組の「遲れた要素」として主として民主的な意識や訓練の「未成熟」を析出指摘しているのであるが、しかし我々は前述のように、劃期的發展そのものの中に脆弱性を含むことと、「遲れた要素」として指摘されたもの以外に、むしろより本質的なものとして、我國勞組の階級連帶意識の未成熟について指摘しなくてはならない。けだし階級連帶意識こそ勞働者の社會意識近代化の本質的な內容であるが、我國で最も先進的と見られる東京地方においてさえ（その中心は工業部門では機械工業である）、これを示す諸指標***の低調さが見られるからである。

*　東京大學社會科學研究所篇「戰後勞働組合の實態」及び同附表（二五年三月刊）

**　同書　十六―七頁

***　勞働者の階級的連帶意識の現代的成熟度を具象する主な指標として、我々は、①勞働組合の組織形態の高度化＝勞働者委員會的な性格からの脱却とその產業別組織化の確立、②勞働協約の高度化＝統一勞働協約化、③鬪爭形態の高度化＝共同鬪爭とゼネスト化、の三點を上げることが出來る。したがつて戰後量的に急發展した我國勞働組合とその運動について、右の三點を檢討すると次のようである。

①組織形態については、(イ)東京地方單位勞働組合の系統別組織は二十五年四月末現在で左表のようであつて、組合數の四〇％までは全く上部と關係のない孤立した單獨組合であり、「その他の連合團體」のように統一連合團體としての意義の弱いものを加えれば六八％餘が事實において連帶性の缺けたものであること、(ロ)外表的には産業別の勞働組合單一組織に加入している場合でも實質的には上部から殆ど内容のある指導或は協力をうけておらず、單に「機關紙」の配布と「指令」をうけるに過ぎぬ場合が多いこと、(ハ)單位組合の構成が、會社の利益を代表する一部を除いた全從業員が自動的に加入させられ、組合員と言つても實は組合に對し、無關心、無自覺なものが大多數であること（東大社研「實態」勞組の構成文化活動、組合財政など參照）、などから、我國戰後の勞働組合の性格が、總じて「會社組合」ではないまでも「經營内的存在」であり、且つ歴史的には第一次大戰前に位する「勞働者委員會」的な性格を帶びていることが指摘出來る。このことこそが、二十四年以後の資本攻勢の前にもろくも大幅な急凋落を生んだ一つの主要な原因であると思われる。

系統別		組合數
總評系	總同盟	240
	官公	160
	その他	125
	（小計）	（525）
全勞連系	産別	220
	官公	4
	その他	107
	（小計）	（331）
その他の連合團體		786
無所屬		1,098
合計		2,740

（註）東京都勞政課調

②勞働協約の形態については、右のように勞働組合の組織形態が單獨組合的性格を基調としているため團體交渉も各單組と經營者との交渉である場合が一般であり、假りに全國單産（例えば石炭、纖維、自動車など）と業種別經營者團體との統一團體交渉が行われる場合でも、中央交渉と地方交渉とのギャップが著しく、嚴密な意味での統一交渉と統一勞働協約は成立せず、それどころか單産が組織されているにも拘らず統一團交及び統一勞働協約が成立していない場合が一般であると言つてよい。③鬪爭形態については、これも右の狀態に規定されて未だ單獨の鬪爭形態が基調であるし、某全國連合會の如きは共同鬪爭、ゼネスト形態を殊更ら回避して鬪爭を個別鬪爭の枠内に抑え、高々相互の應援によつて共同鬪爭に代替している段階にとどまつている。しかしそれでも拘らず、この中にあつて例えば若干の單産では不十分ながらも一應全國的共同鬪爭形態がとられつつあることは注目されてよい。

三　戰後における勞働條件の變化とその特徴

次に我々は戰後における勞働條件の變化とその特徴について實證的に檢討するのであるが、以下勞働條件の最も主要な要因である賃金と勞働時間とについて東京地方機械工業の場合を中心にして分析することにする。

(一)　賃金の諸事情における變化と特徴

(a)　賃金水準の變化と特徴　我々は前稿において、戰前の賃金水準につき(1)東京地方工業平均と機械工業平均との比較（機械工業は平均以上にあつた）、(2)年齢別賃金平均と生活構造との關連（家計補充を必ず必要とする非近代的家計構造）、(3)未成年勞働力への賃金の不當な壓迫（半封建的農村との連關）の三點を檢討した。故に我々は以下それが戰後において如何に變化し、如何なる特徴を帶びるに至つたかを追求しよう。

右の表から次のことが析出出來る。(1)東京地方における機械工業の平均賃金は、戰前では十五業種中四位で平均以上であつたのに對して、戰後安定期に入つた二十三年九月には九業種中三位で平均並であり、二十四年九月には同年春から始まるドッチ・ライン下の不況の影響を最も敏感にうけて、五位となり平均よりも稍々低位に轉落し、動亂開始直前の二十五年六月までその狀態が續いたこと（これは一般に現實の個々の賃金水準は企業支拂能力によつて强く規定されること、そして現在では既に勞資の力關係が企業合理化に際して個々の賃金水準を切下げることをさえ可能にする程不均衡になつていることを示している）、(2)機械工業年齢別平均賃金については、(イ)先ず年齢別賃金格差において、十五―二十歳平均を一〇〇として、戰前では二〇―二九歳が二二六％、三〇―三九歳が三二三％、四〇歳以上が三五九％であつたのに對

して、戰後では二〇歳代が一六三％、三〇歳代が二二七％、四〇歳以上が二四五％となり（表二〇）、明に年齢別格差を縮少しており、假りに二〇歳までの賃金で獨身生計費をカバーし得たとしても、二〇歳代での妻帶、三〇歳代で子供一―三人、四〇歳代で子供三人以上という我國の平均家族構成の生計費を賄い得ないことを示しており、戰前の機械工業勞働者が一應三十三、四―五十五歳頃までは平均生計費程度の賃金を得ることが出來ていたのに比べて、賃金收入による生計費不足が明かに全生活期間を貫くに至つたこと、（窮乏の全般化、勞働貴族存立の基盤の崩壞「前期的」生活構造から近代的生活構造へ昇華することなしの分解など）、(ロ)未成年男女勞働力の賃金は戰前では全低賃金の特別の「しわよせ」の場面として特に低水準にあつたが戰後では特にこの場面にしわよせされているとは認められないこと、（しかし、だからと言つて未成年勞働力の賃金が戰前より相對的に向上したと言うのではなく既に「しわよせ」の餘地さえなく、むしろ一層低下している）。

（表19）　東京地方業種別平均賃金の期別推移

	23年9月	24年9月	25年6月
	円	円	円
金屬工業	6,000	9,332	11,542
機械工業	5,622	8,303	9,846
化學工業	5,317	9,383	11,117
窯業土石業	5,020	7,529	9,051
紡織工業	4,018	6,394	6,595
製材木業	5,063	7,481	8,211
食料品工業	5,127	8,859	10,574
印刷製本業	6,278	10,737	12,883
その他工業	4,387	7,352	8,574
修理業			9,418
工業平均	5,608	8,741	10,268
工業以外平均	5,473	11,131	12,289
全産業平均	5,497	9,393	11,058

（註）(1) 本表は各月の東京勞働基準局「勞働者給與調査月報」から作成した
(2) 25年は6月をとつたのは，本調査を朝鮮動亂以前に限つたからである

（表20）　東京地方機械工業における男子年齢別平均賃金表

	15～20歳	21～30歳	31～40歳	41歳以上	平均
實數（女子）	円 4,664 (4,114)	円 7,569	円 10,562	円 11,471	円 8,843 (平均年齢31歳 平均扶養家族1.5人)
百分比	% 100.0	% 163	% 227	% 245	

（註）表は東京勞働基準局「月報」24年9月分から作成

かくて一層の低賃金化*とその全階層への一般化とを戰後における賃金水準の特徴であると言えよう。**なお賃金水準に關する近代化を法制的に保證したものは最低賃金制であるが、これは國際的には早くも十九世紀末葉から實施され始め、少くとも一九三〇年前後には一應國際的に一般化したと言つてよい。しかるに我國における戰後の民主改革は、勞働基準法で僅かにこの制度を「定めることができる」（二十八條）と規定したのみで、今日に至るまで依然實施されていないことがこの際一つの特徴として考慮に入れられねばならない。

* 戰後の賃金が一層低賃金化したということについては、一つの重大な問題が提起される。というのは、戰前の低賃金の重要な原因の一つが勞働者の團結を權力的に抑止し、勞働組合さえ法認されなかつたことにあつたとすれば、數年後において勞働權が確立されたにも拘らず、むしろ逆に賃金水準が低劣化したのは何故であろうかという問題である。言葉を換えて言えば、戰前の低賃金が半封建的勞働關係の具體的集中的な表現であつたとすれば、戰後における一層の低賃金化は、舊來の半封建的關係が保持され、或は逆に一層强化された結果であると言えるだろうか、という問題である。しかしこれは單に量的現象から判斷される程簡單な問題ではないのであつて、本稿では各種のモメントの實證的な分析の結果に立つて、これを綜合した上で結論したいと思う。

** 戰後賃金水準の一層の低下については、官廳統計においてさえ、二四年七月の平均實質賃金が戰前（昭和七―十年）を一〇〇として四〇・七％に過ぎないと報じている。しかもここに注意すべきことは、戰後の勞働省統計は概ね三十人以上の事業場勞働者の毎月賃金から算出されているということであるが、東京勞働基準局の特別調査「小企業業種別地域別賃金調査」（二五・五）によれば、都内における三十人以下の製造工事平均賃金は二五年上期現在で六、一五〇圓（男子六、八九二圓、女子三、六一〇圓）に

過ぎず、これを同期の三十人以上平均賃金（一〇、二六八圓）に比較すれば、正に六〇％弱に當り、しかも十人以下の零細企業では、金屬機械工業の男子でさえも平均三―四千圓のものがあり、紡織女工の如きは一、八七八圓という恐るべき事例さえ見られ、總じて三十人以下平均に對して五〇―六〇％、三十人以上に對しては實に三〇―四〇％にしか當つていない。そして特に注目すべきことはこれら小企業における賃金の低劣度は、とりわけ農村と連結する三多摩地方に於て一層酷烈であるということである。

(b) 賃金制度の變化とその特徴　戰後の賃金制度について、勞働基準法は、少くとも舊來の工場法が半封建的勞働關係を法制化していたのに對して、根本的な改革と近代化とを規定したものであることは卒直に認めてよい。*

＊ 戰前の工場法は、賃金制度については同法施行令中で僅かに(1)賃金の毎月一回以上通貨拂の原則と(2)職工の貯蓄金返還の義務を規定したのみであつて、男女同一賃金、出來高拂の保證給付、中間搾取、强制積立金の禁止その他の重要な賃金制度近代化には全く觸れておらず、しかも前記の二項目についても、同令二十四條但し書で、「豫メ方法ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ」は賃金の一部現物支給と職工の契約違反その他に際する貯蓄金返還義務の免除とを規定し、前期的賃金制度を殆ど完全に維持したのであるが、これに對して勞働基準法は、(1)男女同一賃金の原則　(2)中間搾取の排除　(3)前借金相殺の禁止　(4)强制貯金の禁止　(5)金品返還の絶對義務　(6)毎月一回以上の通貨による支拂義務（現物賃金の排除）　(7)非常時拂の義務　(8)休業手當及び出來高制の保障給付化による賃金の安定化　(9)時間外賃金の割增などを本文中に規定しており、これを工場法の場合と對比すれば明かに賃金制度の近代化が法制化されたものと言つてよい。（しかし近代化の他極における重要な制度である最低賃金制については、單にそれが「定めることができる」というに止まつていることは、勞基法の性格づけにとつて重要な一視點である）

しかしながら、問題はこのような法の近代化そのものにあるのではなくて、現實の賃金制度はどのような狀態にあるかということにあるのであるから、以下近代化の主な諸指標について實證的に檢討しよう。

先ず全般的に考察するために、東京勞働基準局の監督結果を示す表を掲げる。

（表21）　勞基法違反件數

	（昭24.12）	（昭25.11）
監督事業場數	1,486	998
違反事業場數	1,350	998
違反件數	3,657	4,018

	(24.12)	(25.11)		(24.11)	(25.11)
男女均等待遇	0	1	工場計畫變更命令	122	—
中間搾取	1	1	最低年令	17	8
契約期間	3	0	年少者證明書	172	193
勞働條件明示	61	74	親權者代理勞働契約	3	2
前借金相殺	3	1	〃 賃金代理受領	1	1
解雇制限	1	0	年少者勞働時間	2	28
解雇豫告	85	44	女子勞働時間休日	78	91
使用證明	3	0	女子深夜業	6	17
金品返還	61	72	產前產後	1	0
賃金支拂	250	143	生理休暇	10	1
休業手當	29	8	歸鄕旅費	1	0
出來高拂保證附	4	6	療養補〃	4	3
割增賃金	115	173	休業〃	2	1
勞働時間	242	262	障害〃	1	1
休憩	36	82	遺族〃	1	0
休日	131	164	葬儀料	1	0
時間外休日勞働	19	81	作成屆出義務	151	142
年次有給休暇	71	102	制裁規定の制限	5	0
勞働時間及び休憩の特例	7	—	法令及び勞働協約との關係	1	1
危害防止	231	269	寄宿舍生活の秩序	18	16
建物保健措置	118	173	〃 設備安全衛生	4	5
勞働者の危害防止遵守	2		監督機關への申告	1	0
安全裝置	49	78	勞働者名簿	352	335
性能檢査	1	13	賃金臺帳	454	415
未經驗者就業禁止	11	11	記錄の保存	38	41
安全衛生教育	1	6	報告の義務	240	337
病者の就業禁止	0	1	計	3,657	4,018
健康診斷	249	319	（內工業）	(2,388	2,963)
安全衛生管理者	18	42			

右のように、現在勞働基準法の違反は殆ど全事業場に見られ（二十五年度は全事業場）、一事業場當り違反件數は二十四年では二・五件、二五年では四・〇二件に上つている。しかし違反の內容について見るに、形式的手續的なものが一、四〇八件及び一、四六三件（約三八―三六％）であるからこれを除いた約二、二〇〇―二、五〇〇件の實質的違反のみについて見れば違反の種類別順位は安全衞生關係（約六〇〇件）勞働時間關係（約五〇〇件）賃金關係（約四七〇件）その他となり、賃金關係中賃金制度に關するものは約二二〇件で全實質違反件數の約九―一〇％ということになり、これを監督事業場數と比較するときは一事業場賃金關係違反一件としても約二〇％、二件とすれば一〇％に當る。したがつてそれは、戰前では大企業においてさえ、男女賃金の不平等、中間搾取、前借金相殺、强制積立、契約違反者への積立金沒收等の前期的賃金制度が一般的であつたのに想い比べて、明かにこの制度の近代化の急速な進展であるということが出來る。しかしながら一般に監督官廳による資料は、どうしても外形化、或は陰蔽されたものになることを免れないから、次に念のため我々の行つた五十社調査及びその他の資料によつて現行賃金制度の近代化の狀態を窺うことにする。

(イ) 男女賃金の差別　前期的賃金制度を最も明確に代表するモメントの一つは、男女賃金の差別待遇であるが、これは前掲のように勞基法違反件數調では二四年には見當らず、二五年に僅か一件（約〇・一％弱）しかないことになつている。しかしこれを他の資料によつて檢討するに、戰前では男女能力差の比較的少い十五―十九歲で、工業平均の場合五二％機械工業の場合三二％の格差があつたのに對し、戰後の機械工業では一三％に縮少しており、（東京勞基局「給與調査月報」二四・九）、一應差別待遇と目することの出來ない程度になつている。しかしこれはあくまで官廳統計の弊である平均數字について見たのに過ぎないのであつて、我々の五十社調査資料によれば比較可能な工場數は二十四工場であり、そのうち二十歲未滿男女の賃金差三〇％以上のものが半數の十二にも上つている。（著しい事例では二十歲未滿男子平均七、一五四圓に對し、女子平均三、三二五圓で半額以下である）。もちろん同一作業、同一能率の場合の比較ではないから、嚴密に差別待遇と言えるかどうかについては問題はあろうが、二十歲未滿平均で三〇％以上の開きがあることは一應差別待遇があるものと見られよう。

(ロ) 現物給與　前期的賃金制度の最も特徵的なものは現物給與制度であるが、これは資本主義前期の未成熟な經濟狀態を前提とするものであり、戰前においても機械工業では既に一般的には解體し、僅かに寄宿舍住込み制度などとの關連において利用されたに過ぎなかつた。（前掲五八頁參照、なお舊工場法さえもが、原則としてこれを禁止していたことはそれを證明している）。したがつて戰後では戰時、終戰直後の厚生用の現物支給は兎も角として、本來の制度としての現物給與制は、違反件數中にも全く見られず、また我々の調査でも見られなかつた。

(ハ) 賃金の安定性　前期的賃金制度では、單純出來高拂制その他の形態のため毎月の賃金支拂額が著しく安定性を缺いだこともその特徵であつたが、（資本主義前期における時間賃金は一應安定しているように見えるが、實は扶養賃金として賃金額の確定がなく隨時勞働者の生活の必要に應じて支拂われるもので、安定性を缺いだ賃金制度である）戰前の機械工業の場合について我々は分析の結果を前稿において次のように要約した。すなわち「賃金支拂形態の性質は一應形式的には近代的な「安定賃金」の形態が支配的（日給保證のあるものは六五％）であると言えるが、しかし實質的には出來高拂制の七〇％以上までは非近代的な「不安定賃金」（十分な日給保證がされていない）であると言えよう」（前稿、五九頁）と。

このような戰前における賃金の實質的な不安定性は戰後では如何に改革されたか。先ず形態的にこれを見ると、前掲のように違反件數中「出來高拂保證附」違反は僅か四―六件（〇・三―〇・六％）に過ぎず、戰前においても既に

形式的には一應「安定」形態をとりつつあつたのを殆ど完全な安定的な制度にまで押し進めたものと言つてよい。しかしながら戰前においてさえ問題は實質上の在り方にあつたのであるから、今これについて檢討するため東京都勞政課調査の表を掲げよう。上の表によつて我々は、戰後においては全般的に不安定賃金要素である能率給の賃金額比重が戰前に比べてかなり低下したことを知ることが出來る。（例えば總平均で一四・八％、最高の比重を占める修理業でも二四・一％、戰前出來高給制が四二・四％を占め、總じて能率給の比重の高かつた機械工業でも二一・二％）。從つて全般

（表22）　東京地方製造工業業種別賃金構成比率表

		基準賃金 本人給	家族給	その他の生活給	能率給	計 (A)	基準外賃金(B) B/A
總平均		53.8%	8.1%	23.3%	14.8%	100.0%	7.6%
製造工業	金屬工業	49.3	9.1	21.6	20.0	100.0	5.8
	機械器具工業	52.4	8.2	18.3	21.2	〃	8.3
	化學工業	49.5	8.7	31.9	9.9	〃	4.4
	窯業土石工業	58.0	8.0	24.4	9.6	〃	7.8
	紡織工業	46.0	5.9	30.4	17.7	〃	10.8
	製材木工業	63.4	7.0	22.8	6.8	〃	13.3
	食料品工業	46.7	7.4	31.3	14.6	〃	9.3
	印刷製本業	58.0	7.9	27.6	6.5	〃	7.2
	その他工業	51.7	6.0	34.5	7.8	〃	7.2
	修理業	36.2	7.4	32.4	14.1	〃	11.5
	平均	52.0	7.0	24.0	16.2	〃	7.3
工業以外	土木建築業	59.1	7.8	24.7	8.4	〃	5.4
	商業	52.2	8.7	24.9	14.2	〃	6.1
	金融業	43.5	7.2	32.3	17.0	〃	1.0
	運輸通信業	61.0	12.7	16.8	19.5	〃	12.1
	サービス業	58.6	7.8	19.9	14.2	〃	6.4
	平均	55.8	8.7	22.2	13.3	〃	7.1

（註）本年は都勞政課「最近における賃金體系について」第2回賃金體系實態調査報告（24.12現在）11頁所掲のもので，2866事業場中より標本抽出した347事業場の調査資料による

的には明かに安定要素が八五％餘、機械工業においても殆ど八〇％を占め、しかも能率給といつてもその中に事實において安定せる部分を含んでいるから、實質的には月々の收入の殆ど九〇％前後が安定し、戰前の場合と對比して明かに近代的賃金制度を實現したものと見ることが出來る。

しかしながら、ここでも注意すべきことは、右の能率給の比重を示す數字が平均數字であるということである。したがつて今近代的安定賃金と言えるためには月々の收入の少くとも七〇―八〇％以上が安定していることを必要とするから、能率給が一般にその約半分は事實において安定しているものとして、前掲の勞政課「賃金體系」の他の表（「製造工業産業別賃金構成比率別集計表」）から能率給が基準賃金額の四〇％以上を占める場合を求めると、全産業（三三七事業場）では二十七で八・〇％强に當り、これを機械工業（七八工場）の場合で見れば十三で十六・七％弱に達している。かくて戰後における賃金制度近代化の一つである安定賃金化も、實質的には今なおかなり不安定な賃金制度をもつている事業場一―二割も殘しているということが言えよう。これを要するに戰後における機械工業の賃金制度は、形式的には殆ど全てが近代化の形を整えるに至つており、また、實質的に見ても前期的な諸要素を殘存している企業は僅か一〇％前後を殘しているに過ぎず、少くとも全體としては近代化の道を辿つていることを明かにすることが出來た。しかしながらこのような近代化の發展が見られたのは、實はそれが他ならぬ首都東京においてであつたからだということに注目しなくてはならない。何故なれば、最近和歌山勞働基準局で行つた特別調査によれば、縣下企業の八五％までが未だ曾ての前期的な勞働＝搾取關係を示す賃金制度を保持していると報じられている**からである。

** 「和歌山勞基局の調査によると縣下企業の八五％が古い搾取的な賃金制度の上に立つており、…極端な例では月收が月により一萬五千圓の時もあれば二千圓を切れるというひどい時もあり（I造船）、生活が安定しないので日雇勞務者か常雇工か、どちら

が本職なのか判らない（H木工）というのも少くないという。多くの場合請負制度には職長の中間搾取はつきもので職長の中には經營者以上の收入を擧げている者もある（G鐵工）といわれ、勞務者は收入の中から使用した機械、道具の損料から油代まで差引かれる（Y鐵工、E造船）のが普通で、器具を破損すると何日もたゞ働きしなければならず、また職長のきげんを損じると仕事がもらえないので職長は工場主以上の權力者として勞務者の上に君臨している例もあるという。…」（日本經濟新聞二六、九、二一）

(二)　勞働時間における變化と特徴

(a)　戰前における勞働時間　戰前の勞働時間の狀態については、前稿では紙數の關係上述べることが出來なかつたが、今それを要約すれば次の特徴を示していた。* すなわち、(1)所定勞働時間について見れば、(イ)東京の全工業平均では昭和五年九時間五五分、同八年九時間五六分で大差なく、これを所定勞働時間クラス別で見れば九―十時間が支配的であつて、八時間以内は僅かに調査工場數中の二・五七％に過ぎず、逆に十時間を超えるもの二一・二五％の多きに上つていたこと、(ロ)機械工業平均では昭和五年九時間三七分、同八年九時間四三分と準戰化を反映して若干の延長が見られているが、全工業平均より稍々短く、（精密を要求する中筋勞働）、これをクラス別に見れば、八時間以内は同じく二・五七％に過ぎず、ただ、十時間を超えるものが九・七四％で全工業平均よりかなり少かつたこと。(2)所定休憩時間について見れば、(イ)全工業平均では昭和五年で五五分、同八年で五七分であるが、これを休憩時間クラス別で見れば、五〇分―一時間が四五・二四％で第一位であるが、三〇分以内のものが第二位で實に二四・四二％に上り、殆ど十時間勞働にも拘らず休憩一時間以内のものが七八％に上つていたこと、(ロ)機械工業について見れば、昭和五年で四一分、同八年で四五分で全工業平均より低く（十時間以上勞働が少いためと思われる）、これを休憩時間クラス別に見れば、三〇分以内が四二・〇五％で第一位であり、五〇分―一時間のものが三八・四六％で第二位であつて、四〇分以内が四九・七四％で殆ど半數を占めていたこと。(3)月所定休日について見れば、(イ)全工業平均では昭和五年で二・九日、同八年で二・六日となり、休日クラス別で見れば、二日が六八・八九％で支配的であつて、四日以上が二四・二四％でこれに次いでおり、一日又は無休のものさえ一・九八％存在していたこと、(ロ)機械工業では、昭和五年で三・一日、同八年で二・六日と準戰化を反映して若干短縮しており、これを休日クラス別に見れば、二日間が四二・九三％で第一位ではあるが、全平均よりは％が低く、四日以上が四〇・八七％で全工業平均よりは高率ではあるが、やはり第二位に過ぎないこと、という狀態であつた。

これを要するに、戰前における舊工場法では勞働時間に關して僅かに十六歳未滿の年少者及び一般女子についてのみ、十一時間以上の勞働と深夜業の禁止、一日六時間以上の勞働に對し三十分、十時間以上に對して一時間の休憩時間の制度及び月二回以上の休日が規定されていたに過ぎず、一般成年男子に對しては法制的には何等の勞働時間制限の規定もなく、ただ臨戰時の昭和十四年工場就業時間制限令によつて漸く一般男子に對しても十二時間勞働制と、休憩、休日についての工場法適用とが規定されたに止まり、これを歷史的に見れば實に十九世紀中期の工場法初期の段階にとどまつており、資本前期的な過長勞働制を法制的に維持していたのであつた。これが戰後如何に改革され、事實において如何なる狀態と特徴とを示すに至つたであろうか。

*　戰前についての資料は「東京市勞働統計實地調査」によつたが、個々の統計の表示は煩を避けて省略する。

(b)　戰後における勞働時間　昭和二十四年九月における勞働時間の狀態を、東京勞働基準局「勞働者給與調査月報」をもととして算出すれば、(1)所定勞働時間については、(イ)全工業平均では七時間四六分で、戰前に比べ正に二時間十分の短縮となつており、これを時間區分別に見れば七時間三一分―八時間が四五・八％で第一位を占め、六時間三一

分―七時間が三六・九％でこれに次ぎ、近代的水準である八時間を超えるものは僅に一・九％強に過ぎないこと、(ロ)機械工業では平均七時間二七分で戰前と同樣に全工業平均より稍々短く、これを時間區分別に見れば、六時間三一分―七時間が四〇・九％で第一位を占め、七時三一分―八時間が三八・六％でこれに次ぎ、八時間以上は〇・九％強に過ぎず、戰前に比べて二時間十六分の短縮となつており、同じく近代的水準を示していること。(2)所定休憩時間について見るに、(イ)全工業平均では四六分―一時間が七五・三％で支配的であり、勞基法規定以上の一時間一分以上のもの（勞基法では八時間を越えるものには一時間以上となつている）が九・三％に及んでいるが、しかし勞基法に違反する四五分以下のものが十五・三％で第二位を占めていること、(ロ)機械工業平均では、七時間三一分―八時間が同じく支配的で七三・六％、勞基法以上の一時間一分以上が一・八％に對し、勞基法に違反する四五分以下が二四・五％で同じく第二位を占めていること。(3)休日については、(イ)全工業平均では五日（但し九月は五日の日曜祭があつた）で明かに近代的な水準に達しているが、しかしこれを日數區分別に見れば五日以内のものが（日曜又は祭日出勤のもの）八九・〇％を示していること、(ロ)機械工業でも九月に五日間の休日があつたが、内五日以上出勤のもの八八・六％を示し全工業平均とほぼ同一の狀態にあること、などである。

これを要するに、戰後では二十三年四月以來勞働基準法が實施され、週四十八時間制、六時間以上に四十五分、八時間以上に一時間の休憩制が設けられ、週一回の休日制が制定せられるに至り、ここに舊來の前期的過長勞働制は少くとも法制的には一掃され、一應最低限度には近代的水準の勞働時間制が打ち立てられたことは周知のところである。しかしながら、問題はその實施狀態であるが、これは既揭（表二十一）のように勞基法の實質的違反件數中勞働時間違反は健康診斷違反に次いで多く、二五年十一月の事例では實に監督事業場數の二六・二％にさえ及んでおり、（所定勞働時間では八時間以上のものは一・九％餘に過ぎないことと對比せよ！）また休日違反も監督事業場數に對し十六・五％に及んでいることは、この制度の實質的脆弱性を示すものと言わねばなるまい。すなわち、第一に實働勞働時間の延長傾向、第二に勞基法違反が二四年に比べて朝鮮動亂以後である二五年十一月の場合にはるかに增大したこと、第三に、戰後勞働時間が勞基法施行前に早くも急短縮した事實（もちろんそれは勞働組合の要求があつたとは言え）は、むしろ勞働時間が稼働率と最も密接な關係にあつたことを實證するものであつて、必ずしも民主的改革の力とのみ斷じ難いことの諸點を注意する必要があろう。さればこそ、二十四年秋の勞基法改訂は勞働時間延長手續の簡易化が中心であり、今また、政令改廢に伴う勞働法改訂の重要な一つが、この問題であることは、八時間勞働制そのものの實質的未確立、その近代的水準化の後退の可能性を意味してはいないだろうか。

四　結　び

我々は以上で、戰前における工業勞働の半封建的性格が、戰後において如何に變化したかを明かにするための一つの資料として、主として東京地方の機械工業における勞働諸事情を、それを規定し且つ構成する三つの要素―東京地方機械工業、勞働力、勞働條件について、夫々の主要なモメントの稍々詳細な分析を行つたのであるが、その結果それらについて一先ず戰前との變化とその特徵を析出することが出來た。しかしながら、戰後の工業勞働の性格を決定し、或は判定するための要因は現在では著しく複雜であつて、例えば工業勞働力の一つの供給源である農村及び都市浚落小商工業者の性格、戰後における資本の性格及び特に政治權力の複雜な國際的性格など、およそ全機構的に考察されねばならない。從つて既に斷つたように、本稿は工業勞働の性格を判定するための最も主要な要因の一つと考え

られる勞働事情の分析に限定したのであるから、ここでは右の諸分析の結果を總括的に要約して一應の結びとしたい。

(a)　戰後東京機械工業勞働力の特徴について　戰後の機械工業勞働力構成の特徴は、(イ)戰前において僅少ではあつたが、直接に前期的な勞働關係をそのまま具象して存在していた無教育兒童勞働力群は、勞基法をていことして殆ど完全に一掃されたこと、(ロ)農村及び都市浚落小市民とつながり一時的非專業的單純勞働力として、謂ゆる「出稼型」を具象していた未婚の女子勞働力群（第二勞働力群）は、依然女子勞働の中心ではあるが、全體としての比重は約十三％で戰前より若干の減少を示し、（戰前十五％）またこの層自身について見ても戰前に比べて教育程度が上昇し、高小卒以上が主軸となり、しかも最も注目すべきことは、この層の減少は女子勞働力全體の減少ではなくて、むしろ女子が若干增加したにも拘らず、その增加部分は主としてこの層の一部が成長して準專業勞働力化したことのためであり、今一つ注目すべきことはこれらの層の出身が、戰前に比べて農村との結び付きを遙かに多く立ち切つていることである。かくて戰前の「出稼型」を具象していた第二勞働力群は、既に一部分解を始めむしろ定着的專業勞働力＝近代化への傾斜を示し始めたと見られること、(ハ)戰前の第三勞働力群であつた十六歳―二十五、六歳の男子勞働力は、當時一方に「出稼型」を具象すると共に、他方において將來の定着專業勞働力化することを目的とした層であつたが、戰後においては後者の傾向が一層明確になりつつあり（出身層及び前職の變化）特にこの層は教育において高小卒以上のものが主體をなしその上層は中卒以上が增大し、戰後の新しい社會意識の最も中心的な吸收層となつているが、しかもこの上層は男子勞働力の四六・二％を占めて新しい重點となつていること、などが擧げられる。

かくて勞働力の客觀的能力から言えば、戰前においてさえ既に第三勞働力群上層と第四勞働力群の大部分には、勞働者の團結を組織すべき基礎がある程度備つていたにも拘らず、當時の半封建的專制權力によつてそれが抑止されていたのであつたが、今や戰後はこれらの抑壓が一應排除され、しかも勞働組織の客觀的能力を缺ぐ第一勞働力群は混入せずまたその能力の乏しい第二勞働力群の比重は低下しただけでなく、その能力の若干の向上が生じ、（教育の上昇、準專業化傾向の增大）なおまた第三勞働力群も定着專業化の傾向を強めるだけでなく、社會意識向上の基礎が上昇しているのであるから、戰後インフレの生活脅威を拍車として勞組の飛躍的な量的發展となつて現れたのも當然であつた。

しかしながら他面において、我々の分析が示したように、東京地方の機械工業は、その生產形態において未だ個別的機械生產形態が支配的であり、より新しい形態は戰時戰後において若干の發展が見られつつも未だ極めて少數に過ぎず、從つて勞働の社會化と有機化は左程の發展は見られないのであるから、右のような勞働者の組織化は未だ產業別組織に發展する客觀性に乏しいと言わねばならない。ただこれを國際的な勞働組合組織の發展段階から見れば、既にそれは產業別組織の段階が支配的であるから、戰後にはこの組織方針が我國にも一般化し、ここに意識的にかかる組織形態がとられた場合が多く、その結果として組織形態の形式的特徴を生んだのであるが、しかしこの組織形態とその客觀的實體との矛盾が、さきに指摘した組織の活動、鬪爭形態、などの低調さとなつて現われ、事實において勞働組織を「經營內的」な「勞働者委員會」的性格に偏向せしめたものと思われる。とは言え、一方に國際的經驗の攝取をも可能にする社會的判斷力の發展と、他方に若干ながら發展しつつある生產形態の發展＝勞働の社會化と有機化との發展は、例えば機械工業では全自動車勞連の如き、ある程度實質を備えた全國單產の組織を可能ならしめ、新しい發展への展望を與えているものと言えよう。

(b)　戰後勞働條件の特徴について　勞働力の性質と勞資の力關係との集約的表現であり、したがつてまた、勞働關係の性質の集中的な表現である勞働條件について見るに、右の分析の結果を綜合して次の特徴に要約出來よう。すなわ

ち、(イ)賃金においても勞働時間においても、少くとも制度については勞働基準法を槓杆として戰前の前期的特徴を殆ど解體し、或は解體の過程においたこと、(ロ)しかしながらこのような解體が、外から要請されたものであり、勞働階級自身これを推進する實力を缺いでいる限り、制度は外形的な形骸化される客觀的可能性を未だに抱懷しており、例えば設備稼働率の增進に伴つて八時間勞働の實質的な延長が不斷に行われようとし、亦事實行われつつあり、また現に地方では前期的制度そのものまで根强く且つ廣汎に殘存していること（和歌山勞基局調査）、(ハ)そして最も重要な特徴としては、今世紀における賃金制度の最も重要な一環である最低賃金制が、勞働條件の近代化を法制化した勞働基準法においてさえ、單に描かれた餅として具體化されず（現在進行中の最低賃金制の戯畫性）、且また實質賃金水準はむしろ戰前よりも低下したまま停滯し、勞働者の最低生活を保證することを一つの基本機能としている近代賃金が、實質的に實現され得ないということ、――このことは最早前期的賃金制度の諸形態を「近代化」したり、勞働組合を法認して半封建的勞資關係を形態的に「近代化」したりすることによつては、既に解決し難い壁につき當つていることを如實に示すものであつて、殊に我國工業自身が、國際的規模での中小工業化した現在では（そしてそれは機械工業の場合特に明確であるが）、假りに勞働者の力が增大しても經濟的關係としては勞働者の生活向上は殆ど實現の餘地がなく、今や勞働諸制度の「近代化」は空しく形骸化され、それに血肉を通わせようとすれば、資本との決定的な對決と、そして國際的制約への對決が課題とならざるを得ないということ、――かくて我々の實證的分析の結果は、戰後の工業勞働の諸事情がこのような諸特徴をもつて立ち現れていることを浮彫りにしたのである。

（本稿は二十四年度慶應義塾學事振興資金による藤林、伊東、森、黑川の共同研究「東京地方における戰後工業勞働事情の實證的研究」の終了報告である。）

戰時共産主義時代の工業組織

加藤　寛

一　緒論

戰時共産主義時代を論ずるには、[註1] バイコフも指摘している通り、[註2] 農業と工業との構造から出發すべきかもしれないが、敢てこの小論では工業組織の中、特に、國有化に重點をおいてみたい。それは、この時代に起つた內亂に對處する生産組織が、工業に於て最も明瞭に共産主義のイデオロギーと結びついて表現されたからに他ならない。

この時代の評價として、レーニンは次のように述べている。[註3]「一部は軍事的諸課題と、そして共和國がその當時（一九一八年半）おかれていた――一見そう見えた如く――ところの、かの絶望的な狀態とに動かされ、これらの諸事情及び恐らくはその他の若干の事情に左右されて……我々は直ちに共産主義的生産と分配に移り行くことを企てようと決意するの誤謬を犯したのである。我々は徵發の方法によれば農民達が穀物の必要な量を我々に提供してくれるであろうし、そうすれば我國に共産主義的生産と分配が實現するであろうという結論に達したのであつた。私は、我々自身かような計畫をかように決定し明確に作成していたと主張することはできない。がしかし、大約このような意味において我々は活動していたのである。そは傷ましき事實なのである。私は敢ていう。――傷ましいと。何故というに